

《一般名処方加算について》

診療報酬算定要件に基づき、令和8年4月1日から、薬剤の一般名称を記載する処方箋を交付した場合は、当該処方箋の内容に応じ、処方箋の交付1回につき下記の通り算定いたします。

診療報酬点数名称		点数
一般名処方加算1	後発医薬品のある全ての医薬品・バイオ後継品※1(2品目以上の場合に限る)が一般名処方されている場合	8点
一般名処方加算2	1品目でも一般名処方されたものが含まれている場合	6点

現在、一部の医薬品について十分な供給が難しい状況が続いています。

当院では、後発医薬品の使用促進を図ると共に、医薬品の安定供給に向けた取り組みを実施しており、後発医薬品がある医薬品について、特定の医薬品名を指定するのではなく、薬剤の成分をもとにした「一般名処方」※2を行う場合があります。

※1 バイオ後継品(バイオシミラー)…国内で既に新有効成分含有医薬品として承認されたバイオテクノロジー応用医薬品(先行バイオ医薬品)と同等・同質の品質、安全性、有効性を有する医薬品

※2 「一般名処方」…医薬品の「商品名」ではなく、「有効成分」を処方箋に記載すること。これにより供給不足の医薬品であっても有効成分が同じ複数の医薬品を選択することができ、患者様に必要な医薬品を提供しやすくなります。